

2026年度 審査基準

1. 先駆性、開拓性のある事業
2. 社会的必要性のある事業
3. 費用対効果の高い事業
(費用については金額の妥当性も考慮する。)
4. 継続性のある事業
5. 施設の財政状況、他の助成からの配分・応募状況を考慮する。
6. 下記のものは原則、助成対象としない。
 - ① 単なる個人所有の物品・建物修繕改造・車両等に要する費用
 - ② 家賃、人件費など組織維持の基本的経費
 - ③ 過去に2回以上、当基金の助成を受けた実績のある場合
 - ④ 認可法人で措置費、介護報酬、支援費等で対応可能な事業
 - ⑤ 営利を目的とする事業
 - ⑥ 車両の更新（買い替え）で、原則、対象車両が「15年以上経過または走行距離15万キロ以上」に合致しないもの。
7. 助成金額は150万円以内で、かつ当該事業総額の4分の3以内を原則とする。

以上